

# コミュニティバンク

---

---

平成29年度上半期 ディスクロージャー

(平成29年9月末現在)



いつも身近に ふれあいバンク



石巻商工信用組合

## 経 営 情 報（半期情報の開示について）

平成29年度上半期（平成29年4月1日～平成29年9月30日）における経営情報をお知らせいたします。

### ◆ 貸借対照表(主な項目)

(単位:百万円)

資 産	平成28年9月末	平成29年9月末	負債・組 合 員	平成28年9月末	平成29年9月末
現 金	1,956	1,786	預 金 積 金	165,296	150,665
預 け 金	100,179	91,101	そ の 他 負 債	322	734
買 入 金 銭 債 権	26	19	退 職 給 付 引 当 金	12	7
有 価 証 券	8,513	6,002	そ の 他 引 当 金	83	97
貸 出 金	58,611	57,326	繰 延 税 金 負 債	167	—
そ の 他 資 産	1,981	451	債 務 保 証	109	88
固 定 資 産	2,057	1,851			
繰 延 税 金 資 産	—	5	出 資 金	451	447
債 務 保 証 見 返	109	88	利 益 剰 余 金 等	6,083	6,091
貸 倒 引 当 金	△471	△417	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	436	83
合 計	172,964	158,215	合 計	172,964	158,215

### ◆ 損益計算書(主な項目)

(単位:百万円)

科 目	平成28年9月末	平成29年9月末
経常収益	901	769
業務収益	788	679
資金運用収益	642	578
うち貸出金利息	530	500
うち預け金利息	71	58
うち有価証券利息	32	11
役務取引等収益	49	49
その他業務収益	96	50
臨時収益	112	90
経常費用	736	667
業務費用	719	636
資金調達費用	23	14
うち預金利息	23	14
役務取引等費用	31	31
その他業務費用	47	0
一般貸倒引当金繰入額	—	—
経 費	617	589
臨時費用	16	31
うち個別貸倒引当金繰入額	—	—
経常利益	164	102
業務粗利益	686	633
業務純益	69	43
特別利益	459	—
特別損失	0	0
税引前当期純利益	624	102
法人税、住民税及び事業税	174	7
法人税等調整額	—	—
当期純利益	449	95

### ◆ 自己資本の充実状況

(単位:百万円、%)

項 目	平成28年9月末	平成29年9月末
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	6,535	6,539
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	73	61
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,608	6,601
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1	2
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,607	6,599
信用リスク・アセットの額の合計額	43,039	42,827
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,604	2,490
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	45,643	45,318
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	14.47%	14.56%

(注) 9月期の「オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額」は、直前3月期決算の計数を使用しております。

## ◆ 有価証券の時価情報

当組合の有価証券運用につきましては、国債を中心に行っており、リスクの把握や管理の難しい仕組債や証券化商品、ヘッジファンド等に対する投資は行っておりません。

### ◎満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位:百万円)

項目	平成29年9月末				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち	
				うち益	うち損
国債	10	10	0	0	—
社債	1,060	1,058	△1	1	2
外債	209	210	0	0	—
合計	1,279	1,279	△0	1	2

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

### ◎その他有価証券で時価のあるもの (単位:百万円)

項目	平成29年9月末				
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	うち	
				うち益	うち損
国債	4,263	4,354	90	90	—
社債	203	204	0	0	0
株式	51	75	23	23	—
合計	4,519	4,634	115	115	0

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

## ◆ 金利リスク量

(単位:百万円)

項目	平成29年9月末
金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	2,759

(注)金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合での金利リスク量は、市場金利が上下2%変動した場合に受ける影響額を算出しております。

## ◆ 金融再生法ベースの債権区分及び同債権に対する保全額

金融検査マニュアルに準拠した自己査定規定等に沿って、お客さまの実態を踏まえた適正な自己査定を実施しております。平成29年9月期では、東日本大震災の影響等から下記の状況となっておりますが、保全等に十分な対応を図っております。

(単位:百万円、%)

区分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当引当率 (C)/(A-B)
金融再生法上の不良債権	5,420	4,904	355	5,260	97.04	68.89
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(注1)	1,143	1,057	85	1,143	100.00	100.00
危険債権(注2)	4,276	3,846	269	4,116	96.24	62.68
要管理債権(注3)	0	0	—	0	100.00	—
正常債権(注4)	52,027	(注5)	(注6)			
合計額	57,447					

- (注) 1. 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 経営は破綻していないが、経営悪化等により、今後債権の元本回収及び利息受取りができない可能性の高い債権です。  
 3. 「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。  
 4. 債務者の財政状態等に問題がない「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。  
 5. 「担保・保証等(B)」は、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

### 不良債権に対する備え

金融再生法上の不良債権は54億20百万円となっておりますが、その97.04%(52億60百万円)が引当金等でカバーされており、残り160百万円に対しても、当組合は自己資本総額65億99百万円を確保しており、不良債権に対する備えは万全です。

金融再生法上の不良債権	54億20百万円
引当金等でカバー	52億60百万円
自己資本総額	65億99百万円
未保全	160百万円
⇒ 未保全に対する備え	

(注)各計数は、表示単位未満を切り捨てて表示しておりますので、内訳と合計が一致しない場合があります。

## ◆ 貸出金業種別残高・構成比

当組合は、地元の皆さまからお預かりした資金は、地元の皆さまへ還元しており、リスクを分散した小口貸出を中心に、堅実経営を実践しております。

(単位:百万円、%)

業種別	平成29年9月末	
	金額	構成比
建設業	13,347	23.2
卸売業、小売業	9,383	16.3
製造業	5,810	10.1
運輸業、郵便業	4,159	7.2
不動産業	973	1.6
飲食業	800	1.3
金融業、保険業	702	1.2
医療、福祉	393	0.6
農業、林業	384	0.6
宿泊業	380	0.6
漁業	172	0.3
教育、学習支援業	83	0.1
物品賃貸業	71	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	66	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	49	0.0
その他	4,451	7.7
小計	41,228	71.9
地方公共団体	6,995	12.2
個人(住宅・消費・納税資金等)	9,102	15.8
合計	57,326	100.0

(注)「個人」には、業種が個人のほか、資金用途が住宅資金・個人消費資金等の貸出金が含まれております。

## 地域貢献活動

### 1. 地域に貢献する当組合の経営姿勢

地域の皆さまの事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、常にお客様(組合員)の利益を第一に考え、中小企業の皆さまや住民の方々一人ひとりの顔が見えるキメ細やかな活動を基本としております。

### 2. 地方創生に向けた取組み

石巻市並びに東松島市と地方創生に向けた「包括連携に関する協定」を締結しており、ビジネスマッチングによる中小企業の販路拡大支援・㈱日本政策金融公庫との創業者向け協調融資商品「創業連携サポートローン」創設による創業支援・「しんくみ事業後継者合同研修」開催による事業後継者の人材育成支援・しんくみ「みやぎっこ応援ローン」創設による子育て支援などの幅広い分野の地方創生支援を行っております。

### 3. 復興支援による地域貢献

東日本大震災への対応として、当組合では「震災関連・金融相談窓口」を設置し、被災された方々からの復興相談に対して柔軟に取り組んでおります。また、二重ローン問題につきましても、「宮城産業復興機構」(㈱東日本大震災事業者再生支援機構)「私的整理ガイドライン」による適正な運用に取り組んでおります。さらに個人の皆さまには、生活基盤の確立に重要な住宅資金の支援を積極的に行っております。

### 4. 中小企業の経営支援に関する取組み

中小企業の皆さまの様々な経営上の問題・課題に対し「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」を活用した専門家派遣の他、「(独)中小企業基盤整備機構」・「宮城県事業引継ぎ支援センター」等との連携を強化し、適時・適切な解決策をご提案しております。又、毎月、中小企業診断士による無料相談会(経営相談・創業等)を開催しておりますので、お気軽にご相談ください。

### 5. 文化的・社会的貢献に関する活動

「子どもと家庭の健全育成活動への寄付」「防犯パトロール活動・子ども110番連絡所」「高齢者地域見守り活動」「献血活動」等の社会貢献活動を行っております。

## 金融円滑化推進についての方針

#### (1) お客さまからのご相談等への対応

中小企業のお客さま又は住宅ローン取引のお客さまが、お借入のご返済が困難となった場合は、各営業店の「震災関連・金融相談窓口」等において、お客さまのご相談等に、迅速かつ誠実に対応させていただきます。

#### (2) お客さまからのお申込みへの対応

お客さまの経営状況等を十分に踏まえ、可能な限りお客さまのご要望に沿った借入金の返済条件変更等の適切な対応を行っております。

#### (3) お客さまへの説明態勢の充実について

お客さまにご理解いただけるよう、これまでの取引関係や理解・経験・資産状況等に応じた適切かつ丁寧な説明を行っております。

#### (4) 経営者保証に関するガイドラインへの対応について

お客様との保証契約の締結・見直しをする場合や、お客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合等について、本ガイドラインを尊重・遵守し、適切な対応に努めさせていただきます。

## 預金者保護(ATMセキュリティ対策等)

(1) 暗証番号の変更は、当組合のATMにおいてお客さまが簡単にお手続きができます。

(2) ご預金保護のため、「ATMでの1日のご利用限度額」等の設定が可能となっておりますので、ご希望される場合は窓口にお申し出下さい。

(3) 偽造・盗難カード被害に対して補償を実施する制度を設けておりますので、万一被害に遭われた場合は、速やかに当組合にお申し出下さい。

(4) ◎通帳・キャッシュカード等の紛失、盗難等緊急時の連絡先 …… TEL 047-498-0151 にご連絡願います。

◎ATM操作時のトラブル発生等の連絡方法 …… ATMコーナー備付けの専用電話をご利用願います。

## 地域サービスの充実

#### (1) ATMの利用手数料無料化

当組合発行のカードで当組合のATMをご利用される場合は、土・日曜日・祝日等でも全ての方に無料でご利用いただけます。又、組合員および組合員家族の皆さまについては、全国すべての金融機関(「ゆうちょ銀行」・「イオン銀行」含む)のCD・ATMのご利用手数料を実質無料でご利用いただけるサービス(月間3回まで手数料返戻)を提供しております。

尚、「セブン・イレブン」等に設置のセブン銀行と提携し、平日・土曜日の時間帯によって手数料を無料でご利用いただけます。

《手数料無料時間帯等は当組合ATMコーナーにパンフレットを備え付けておりますので、ご確認のうえご利用をお願い致します》

#### (2) 『苦情・相談窓口』

ご契約内容や商品等に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記受付窓口までお申し出下さい。

・電話番号 0225 - 95 - 3333

・受付時間 午前9時から午後5時まで (土・日曜日、祝日および当組合休業日を除く)

・受付窓口 石巻商工信用組合 総務部

#### 『紛争解決措置』

紛争の解決を図るため、下記弁護士会を利用することも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の当組合総務部または、下記受付窓口までお申し出下さい。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能となっております。

受付窓口: 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 電話番号: 03-3567-2456

受付時間: 午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日および全国信用組合中央協会休業日を除く)

仙台弁護士会 紛争解決支援センター 電話番号: 022-223-1005

東京弁護士会 紛争解決センター 電話番号: 03-3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター 電話番号: 03-3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター 電話番号: 03-3581-2249

苦情・相談受付、紛争解決措置等の概要については、店頭ポスター、あるいは当組合ホームページをご覧ください。